

第 **2** 編

第6期長野市障害福祉計画
第2期長野市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

第1章

計画策定に当たって

本章では、本計画の概要として、計画策定の趣旨や計画の位置付け、計画期間を示すとともに、本計画の根拠法である障害者総合支援法*及び児童福祉法の動向について整理しています。

また、本市の人口、世帯をはじめ、障害者手帳所持者数や障害支援区分認定者数の推移をまとめるとともに、アンケート調査結果等からみる障害福祉サービス*等の利用ニーズや第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況及び障害福祉サービス等の量の見込みに対する実績値の比較等、本計画期間における成果目標及び量の見込み等を設定するにあたっての根拠となる基礎的データを示しています。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法*」という。）に基づき、障害福祉サービス*、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について、障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。この度、平成30年度から令和2年度までを期間とする「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 「第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けます。
- 「第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

(3) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等や国の施策の変更等を踏まえ、見直しの必要がある場合は、柔軟に対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期		
長野市障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度		
(長野市障害者基本計画)	令和3年度～令和8年度					

2 計画の基本的な方向

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者*及び障害児*（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス*等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害者等（身体・知的・精神・難病*患者）が身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けられるよう、市が実施主体となって、国・県の支援を受けつつ、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、従来から精神障害者に含まれている発達障害者*及び高次脳機能障害者等についても、引き続き障害者総合支援法*に基づく給付対象となっている旨の周知を図るとともに、必要な情報提供を行うなど、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援の拠点づくりや、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、病院や障害福祉サービス事業所による努力だけでは限界があり、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進が必要です。精神障害者が、地域で安心して自分らしく生活ができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築を進めると共に、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

なお、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、中長期的な視点に立ち各種支援策を継続します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟な公的サービスを提供するとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児*の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別にかかわらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージ*に沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブ教育*システム（包容する教育制度）を推進します。

さらに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）が専門的な支援を円滑に受けられることができるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉サービス*を担う人材の確保

将来にわたって質の高い障害福祉サービス等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化、また、処遇や職場環境の改善により、職場の定着率を高めるなど、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組の促進

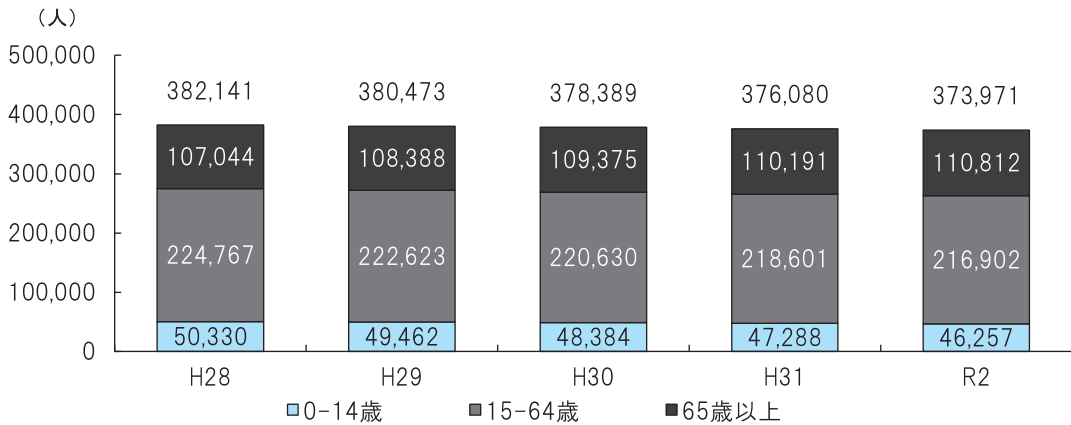
障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の拡充と参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受するため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3 障害のある人の状況

(1) 長野市の人口・世帯の推移

本市の人口は、減少傾向にあり、平成 28 年から 4 年間で 8,170 人 (2.1%) 減少し、令和 2 年 4 月 1 日現在で 373,971 人となっています。年齢 3 区分別の人口をみると、65 歳以上の老年人口が増加し、全体に占める割合 (高齢化率) も上昇しています。

■年齢 3 区分別人口の推移



■年齢 3 区分別人口の構成比

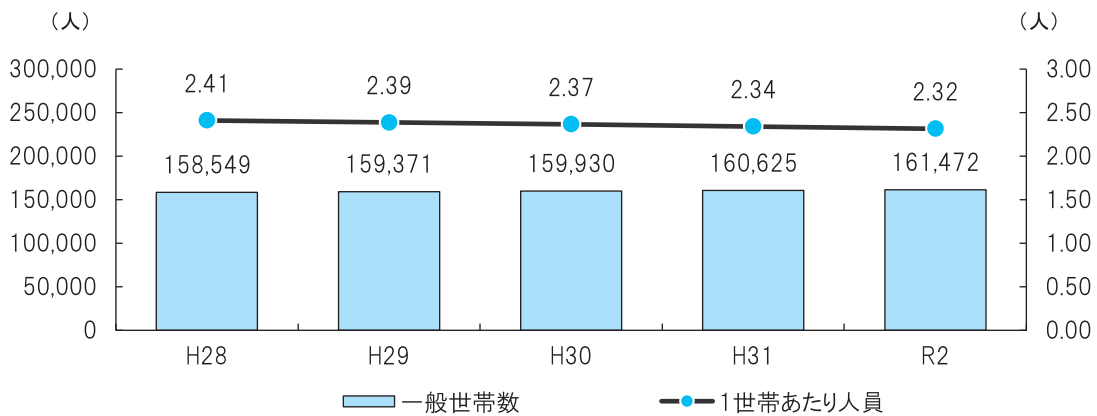
単位：%

	H28	H29	H30	H31	R2
0-14歳	13.2	13.0	12.8	12.6	12.4
15-64歳	58.8	58.5	58.3	58.1	58.0
65歳以上	28.0	28.5	28.9	29.3	29.6

出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

本市の世帯数は、増加傾向にあり、令和 2 年 4 月 1 日現在で 161,472 世帯となっています。1 世帯あたり人員が減少してきており、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 障害者手帳所持者・障害児*等の状況

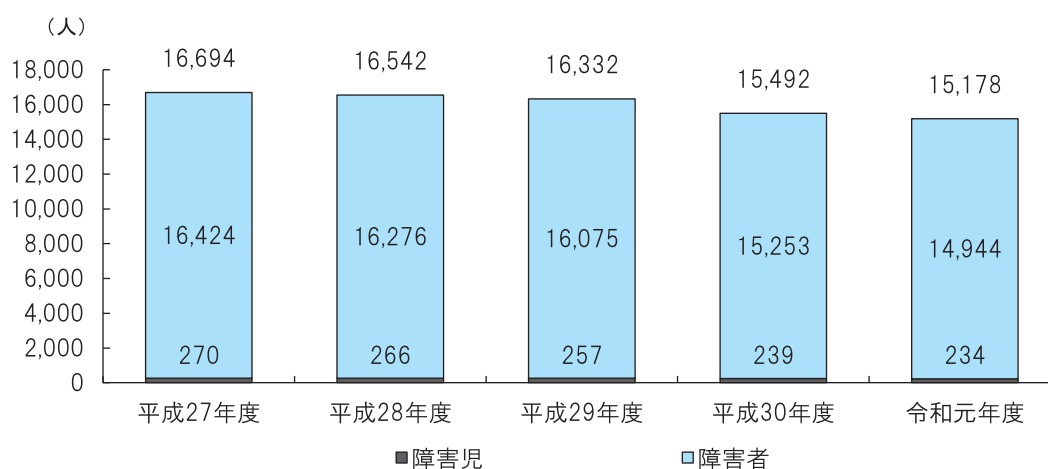
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、障害者*、障害児*ともに減少傾向にあり、令和元年度末現在で、障害者が14,944人、障害児が234人、計15,178人となっています。

障害種別ごとにみると、障害者では、内部障害及び下肢障害の人数が多く、障害児では、体幹機能障害の人数が多くなっています。

等級別にみると、障害者、障害児ともに1級の人数が最も多くなっています。障害児では1級、2級で全体の6割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■障害種別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚	障害児	7	7	8	7	8
	障害者	934	920	905	832	846
聴覚	障害児	43	45	43	43	41
	障害者	1,221	1,199	1,193	1,120	1,076
音声・言語・そしゃく	障害児	3	3	3	2	1
	障害者	174	170	169	160	158
上肢障害	障害児	52	49	49	43	36
	障害者	2,514	2,485	2,463	2,322	2,287
下肢障害	障害児	13	13	11	10	8
	障害者	4,934	4,846	4,681	4,376	4,218
体幹	障害児	98	100	91	86	96
	障害者	1,859	1,783	1,746	1,626	1,563
内部障害	障害児	54	49	52	48	44
	障害者	4,788	4,873	4,918	4,817	4,796
障害児		270	266	257	239	234
障害者		16,424	16,276	16,075	15,253	14,944
計		16,694	16,542	16,332	15,492	15,178

出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	障害児	100	91	85	82	83
	障害者	4,506	4,531	4,504	4,306	4,195
2 級	障害児	72	79	71	66	65
	障害者	1,984	1,930	1,907	1,761	1,737
3 級	障害児	45	45	51	47	45
	障害者	3,599	3,563	3,522	3,396	3,353
4 級	障害児	36	32	30	26	23
	障害者	4,224	4,121	4,026	3,810	3,703
5 級	障害児	9	8	8	7	10
	障害者	1,172	1,193	1,176	1,098	1,085
6 級	障害児	8	11	12	11	8
	障害者	939	938	940	882	871
障害児		270	266	257	239	234
障害者		16,424	16,276	16,075	15,253	14,944
計		16,694	16,542	16,332	15,492	15,178

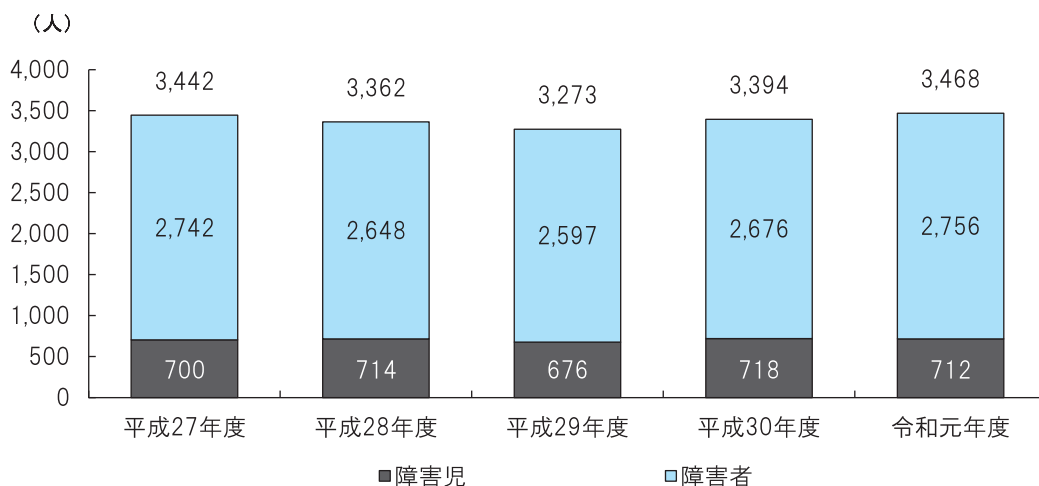
出典：障害福祉課（各年度末現在）

② 療育手帳*所持者（知的障害者）の推移

療育手帳所持者は、平成29年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加し、令和元年度末で、障害者*が2,756人、障害児*が712人、計3,468人となっています。

程度別にみると、障害者、障害児ともにB2の人数が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別 療育手帳所持者数の推移

単位：人

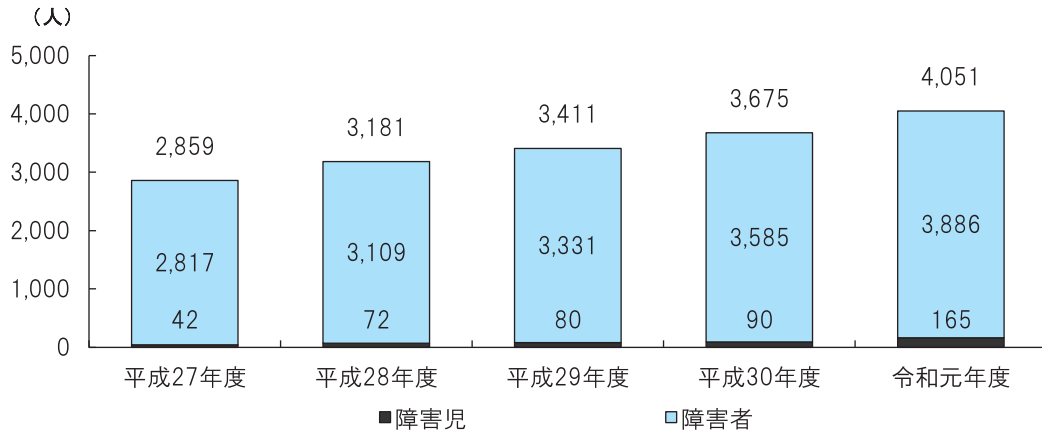
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 1	障害児	220	216	193	181	177
	障害者	874	871	858	880	888
A 2	障害児	9	12	11	9	8
	障害者	50	51	48	47	48
B 1	障害児	154	142	136	141	130
	障害者	943	899	867	876	884
B 2	障害児	317	344	336	387	397
	障害者	875	827	824	873	936
障害児		700	714	676	718	712
障害者		2,742	2,648	2,597	2,676	2,756
計		3,442	3,362	3,273	3,394	3,468

出典：障害福祉課（各年度末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、平成27年度末から4年間で1,192人(41.7%)増加し、令和元年度末現在で、障害者*、障害児*合わせて4,051人となっています。等級別にみると、障害者では1級、障害児では2級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

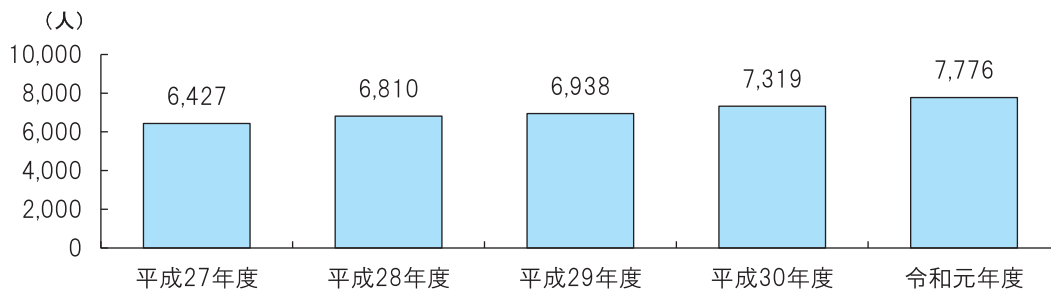
単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	障害児	17	29	23	30	59
	障害者	1,355	1,502	1,616	1,739	1,889
2級	障害児	17	26	38	41	83
	障害者	1,261	1,388	1,492	1,609	1,746
3級	障害児	8	17	19	19	23
	障害者	201	219	223	237	251
障害児		42	72	80	90	165
障害者		2,817	3,109	3,331	3,585	3,886
計		2,859	3,181	3,411	3,675	4,051

出典：障害福祉課（各年度末現在）

自立支援医療（精神医療）受給者数も増加してきていて、平成27年度から令和元年度までの4年間で1,349人(21.0%)増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



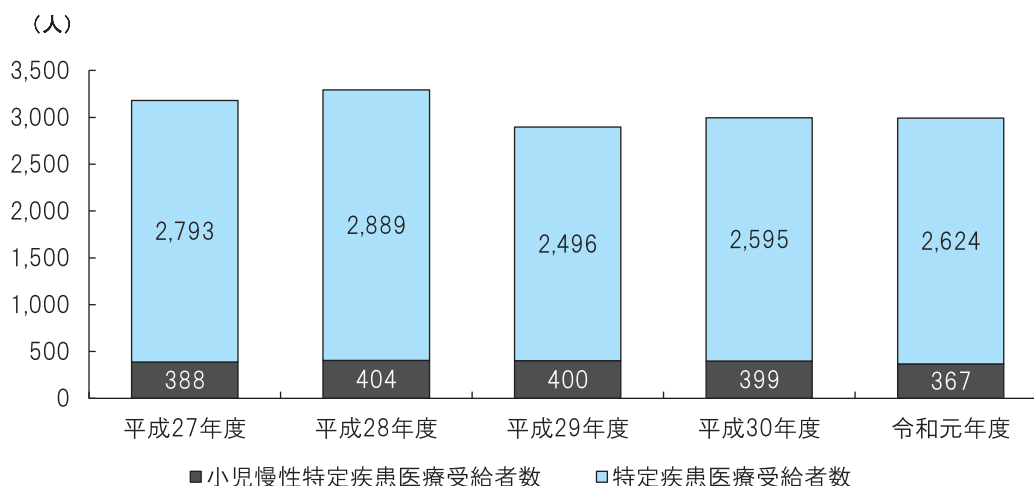
出典：障害福祉課（各年度末現在）

④ 特定疾患医療等受給者

特定疾患医療受給者は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少した後、再び増加してきていて、令和元年度末現在で 2,624 人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者は、平成 28 年度以降減少してきていて、令和元年度末現在で 367 人となっています。

■特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

⑤ 医療的ケア児数

医療的ケア児の数は、平成 31 年 4 月現在で 48 人となっています。また、医療的ケアの内容別にみると、吸引が 24 人で最も多くなっています。

■市内医療的ケア児数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

年齢区分	計	性別		手帳		内容									
		男	女	身体障害者手帳	療育手帳	気管切開	人口呼吸装着	胃ろう	経管栄養	吸引	導尿・尿道カテーテル	在宅酸素	ストマ管理	透析	その他
0～5歳	8	4	4	7	7	0	0	3	4	0	0	1	0	0	0
6～11歳	24	10	14	23	14	10	6	10	6	12	4	9	1	1	1
12～14歳	7	1	6	7	4	1	0	2	0	5	2	1	0	0	0
15～17歳	9	7	2	9	9	3	2	4	0	7	1	4	0	0	0
総計	48	22	26	46	34	14	8	19	10	24	7	15	1	1	1

出典：長野県「医療的ケア児等実態調査（令和元年 6 月実施）」

⑥ 発達障害*

市内公立小中義務教育学校（国立私立を除く）に通う発達障害を持つ児童生徒数は増加傾向にあり、令和元年度で、小学生が669人、中学生が416人、計1,085人、全児童生徒数に対する割合が3.85%となっています。

特に、自閉症スペクトラム障害（ASD）*が増えてきていて、小学生で全体の約7割、中学生で全体の約6割を占めています。

■発達障害児数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学習障害（LD）	小学校	27	28	26	36	42
	中学校	21	22	25	32	39
注意欠陥多動性障害（ADHD）	小学校	128	141	146	151	153
	中学校	103	119	116	123	119
自閉症スペクトラム障害（ASD）	小学校	358	405	418	452	472
	中学校	178	200	219	239	256
その他	小学校	2	2	1	0	2
	中学校	0	0	0	2	2
小学校計		515	576	591	639	669
中学校計		302	341	360	396	416
合計		817	917	951	1035	1085
対全体比（全児童生徒数と比較）		2.70%	3.09%	3.24%	3.60%	3.85%

出典：長野市教育委員会学校教育課

⑦ 特別支援学級*・特別支援学校*在籍児童生徒数の推移

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、令和元年度現在で、小学生が618人、中学生が350人、計968人となっています。平成27年度から4年間で274人(39.5%)増加しており、特に小学生で大きく増加しています。

障害別にみると、自閉症*・情緒障害が全体の7割以上を占めています。

市内の特別支援学校に通う市内在住の児童生徒数は、令和元年度で、幼稚部が4人、小学部が139人、中学部が103人、高等部が192人となっています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障害	小学生	115	129	140	151	165
	中学生	69	77	71	72	69
肢体不自由	小学生	0	3	3	6	6
	中学生	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
弱視	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
難聴	小学生	3	4	3	2	3
	中学生	1	1	1	4	3
言語障害	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	小学生	278	305	334	391	444
	中学生	228	250	254	274	278
総数	小学生	396	441	480	550	618
	中学生	298	328	326	350	350

出典：長野市教育委員会学校教育課

■特別支援学校児童生徒数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚部		6	6	9	9	12
	長野市在住障害児	(データなし)	2	6	6	4
小学部		191	195	189	199	208
	長野市在住障害児	(データなし)	129	124	134	139
中学部		164	153	148	136	157
	長野市在住障害児	(データなし)	103	97	87	103
高等部		332	311	323	320	317
	長野市在住障害児	(データなし)	206	218	197	192

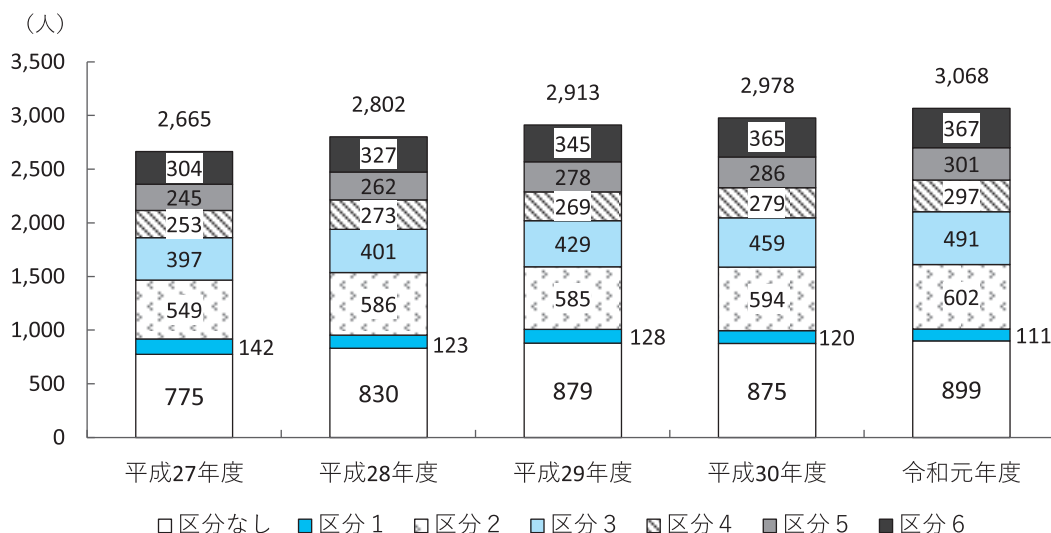
出典：長野市教育委員会学校教育課
長野県教育要覧

(3) 障害福祉サービス*等の利用状況

① 障害支援区別サービス利用者数の推移

本市の障害福祉サービス利用者数は、増加してきていて、令和元年度現在で、3,068 人となっています。障害支援区別にみると、区分なしが 899 人で最も多く、全体の約 3 割を占めています。

■障害支援区別_認定者数の推移



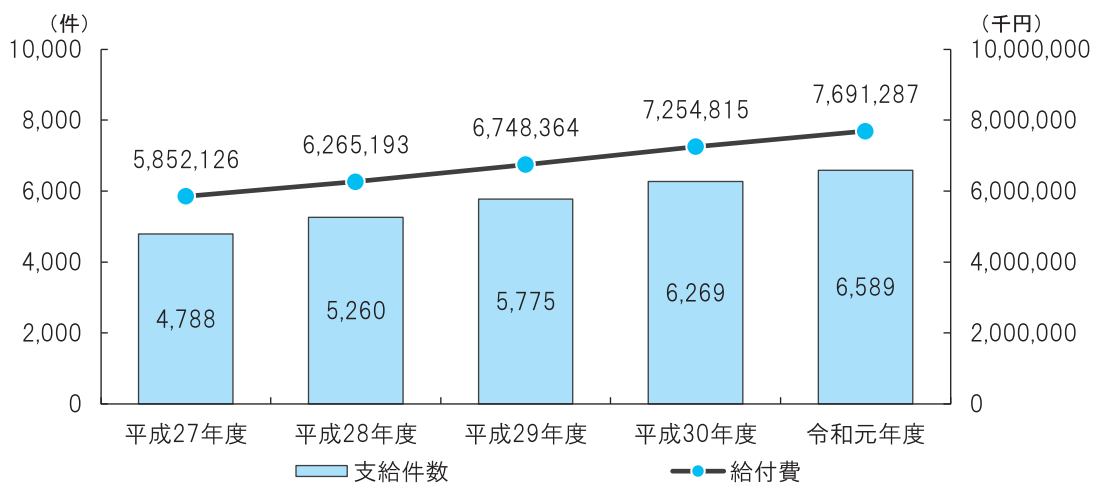
出典：障害福祉課

② 障害福祉サービス支給件数及び給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数は年々増加し、平成 27 年度から 4 年間で 1,801 件 (37.6%) 増加しており、令和元年度で 6,589 件となっています。

給付費も 4 年間で 18 億 4 千万円 (31.4%) 増加しており、令和元年度で約 77 億円となっています。

■障害福祉サービス利用件数及び給付費の推移



出典：障害福祉課

4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向

(1) 障害者*の利用ニーズ

① 今後、利用したいサービス

障害者等に対するアンケートで、「これから利用したいサービス」についての問いに対し、生活のためのサービスでは、「短期入所（ショートステイ）」及び就労・社会参加のためのサービスでは、「就労定着支援」並びに暮らす場のサービスでは、「共同生活援助（グループホーム）」等と回答した人の割合が高くなっています。

■生活のためのサービス		
1	短期入所（ショートステイ）	11.4%
2	行動援護、同行援護	8.4%
3	移動支援	8.1%
■就労・社会参加のためのサービス		
1	就労定着支援	5.6%
2	就労継続支援B型	5.4%
3	就労移行支援	4.4%
■暮らすの場のサービス		
1	共同生活援助（グループホーム）	5.4%
2	施設入所支援	5.0%
3	その他	1.1%

② 利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス

障害者等に対するアンケートで、「利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス」についての問いに対し、「行動援護、同行援護」及び「短期入所（ショートステイ）」並びに「共同生活援助（グループホーム）」と回答した人の割合が高くなっています。

■利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス（自由記述）

1	行動援護、同行援護	5.8%
2	短期入所（ショートステイ）	5.7%
3	共同生活援助（グループホーム）	3.2%

[利用できない、利用しづらい理由（主なものを抜粋）]

- 空気がない。
- 他人の目、近所の目が気になる。
- 本人が行きたがらない。
- 経済的にきつい。高そう。
- サービスの知識がない。手続等がわからない
- 人とのコミュニケーションが難しい。

(2) 障害児*の利用ニーズ

障害者等に対するアンケートで、「利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス」についての問いに対し、「短期入所（ショートステイ）」及び「放課後等デイサービス」並びに「障害児自立サポート」と回答した人の割合が高くなっています。

■利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス（自由記述）

1	短期入所（ショートステイ）	4.2%
2	放課後等デイサービス	2.7%
3	障害児自立サポート	2.3%

[利用できない、利用しづらい主な理由（抜粋）]

- 利用出来る場所まで行けない。
- 送迎に時間を割けない
- 希望通り（曜日・回数）利用できない。○医療的ケアがあると利用できない
- 本人らしく利用できるかどうか不安
- 子どもの体調に波がある。

(3) 関係団体等からみる利用ニーズ

障害当事者及び障害者支援団体を対象に実施したアンケートでは、サービス利用に関する問いに対し、以下のご意見をいただきました。

[サービス利用に関する主な意見（抜粋）]

(在宅介護)

- ・アウトリーチ（障害者の自宅を訪問する）のサービスを充実していただきたい。
- ・何かがあったとき、泊まれる場所が少ない。医療ケアのあるなしに関わらず、泊まれる施設が必要。

(日中活動の場)

- ・学校卒業後の通所先が見つからない、特に毎日の受け入れは困難で、遠い施設へ通うケースが多い。
- ・事業所で知的障害者、精神障害者が共に利用することで、互いにストレスを感じている。
- ・工賃が安すぎる。

(就労支援)

- ・就労先の受け入れ時間が短く、親が送迎せざるを得ない。子どもを就労させるために、親は離職しなければならない。
- ・通勤先に手話通訳者がいない。

(意思疎通)

- ・補聴器や人工内耳のデジタル化に伴い、商品が高額になっている。補聴援助システムも含め、助成金の増額は必須である。
- ・代筆、代読は、単独では認めてもらえない。家事援助と併せてお願いしている状況。

(移動支援)

- ・ガイドヘルパーは、仕事に行く場合は利用できない。家族の送迎がないと仕事ができないので困る。

(生活の場)

- ・親なき後のことを考え、グループホームを考えている親御さんがとても多くなっている。入居希望者を早めに把握し、計画的に整備・確保していただきたい。
- ・地域の中で共に生きていくことは理想だが、それぞれ入所している理由があり（医療行為で受けている、重複重度障害者、病弱等）、グループホーム及び在宅での生活は不安。
- ・視覚障害者のグループホームがあるといい。空き家を改装する等して実施してほしい。
- ・グループホーム以外の生活の場の充実を望む。

(相談支援)

- ・地域移行した後に利用する相談支援センターの質と量を充実していただきたい。

(制度全般)

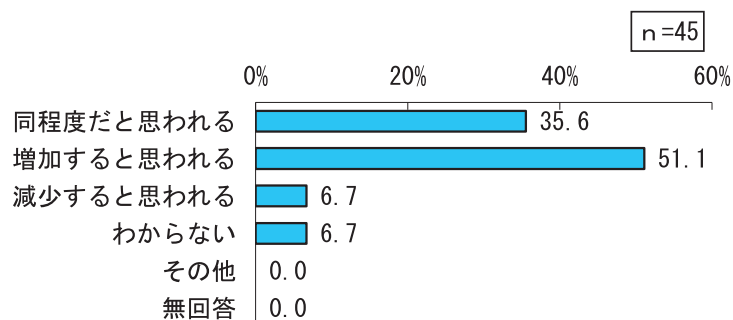
- ・市の障害福祉のサービスガイドを広く配布して、市民に周知してほしい。
- ・福祉サービスの内容によっては一か所だけでは不可能なことがあり、いくつもの利用が必要になることから、手続き、サービス計画の変更等の話し合い等介護者の負担が増える。
- ・日常生活に困難があるにも関わらず、手帳がないためにいろいろなサービスが受けられない状況を変えてほしい。
- ・65歳を超えることにより、障害者手帳の所持に関係なく、一律介護保険制度へ移行する現状には違和感を覚える。障害に基づく障害福祉サービス*が、年齢に関係なく受給できることが望ましいと考える。
- ・医療的ケア（たんの吸引、胃ろう、導尿、呼吸器等）が必要なために、短期入所、生活介護、就労B、児童発達支援、放課後デイ、移動支援のサービスが利用できないことが多い
- ・収入のほとんどない障害者に利用料を負担させるという発想が良くない。サービス利用時の負担はなるべく少なくしていただきたい。

(4) 事業所調査からみる今後の事業展開

45 箇所の障害福祉サービス*事業所に対し、今後のサービス提供量の見通しについてヒアリングを行ったところ、「増加すると思われる」と回答した事業所が、51.1%（23 事業所）となっています。

新規参入あるいは拡大を検討しているサービスについては、共同生活援助（グループホーム）が7事業所、生活介護が6事業所等となっています。

■今後のサービス提供量の見通し



■新規参入・拡大を検討しているサービス

サービス名	整備年	事業所数	新規(拡大)人数
居宅介護	未定	1	-
行動援護	未定	1	-
生活介護	令和2年	3	38
	令和3年	2	30
	未定	1	20
短期入所（ショートステイ）	令和3年	1	4
療養介護・医療型短期入所	未定	1	10
自立生活援助事業	令和2年	1	10
就労継続支援A型	令和2年	1	6
就労継続支援B型	令和2年	2	18
共同生活援助（グループホーム）	令和2年	2	9
	令和3年	3	24
	未定	2	-
長野市障害者相談支援センター*	令和2年	1	1
放課後等デイサービス	令和2年	2	15
移動支援	未定	1	-
児童発達支援	未定	1	-

5 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、平成28年度末時点の施設入所者数のうち、令和2年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和2年度までの目標値として、平成28年度末時点の施設入所者数276人のうちの12%にあたる33人を目標としていましたが、実際には3%にあたる9人が地域生活に移行するに留まっています。なお、福祉施設からは、グループホームや自宅が、その移行先となっています。

また、施設入所者の削減については、平成28年度末時点の施設入所者276人のうち、2.9%にあたる8人を削減することを目標としていましたが、地域への移行以外に、他の障害者*や高齢者の施設、病院への入院、死亡により異動はあったものの、新たに入所する人もいて、施設入所者数を削減することはできていません。

原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが不足していることや、自宅やアパートでの生活を支えるためのきめの細かい支援体制づくりが追いついていないことが考えられ、地域生活への移行促進のためには、障害福祉事業所の基盤整備や、包括的な支援体制の構築が必要です。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
年度末時点の施設入所者数	268人	276人	103%
【目標①】地域生活移行者の増加	33人	9人	27%
平成28年度末時点の施設入所者数276人に対する割合	12%	3%	25%
【目標②】施設入所者の削減	8人	0人	0%
平成28年度末時点の施設入所者数276人のうちの割合	2.9%	0%	0%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、令和2年度の目標として、1協議体以上の設置を目標としていましたが、医療分野、介護関係者との連携方法を模索しており、設置に向けて検討を重ねている段階にあります。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体以上	未設置	0%

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」によるサービスの整備を進めており、令和元年度時点で、目標を達成しています。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
面的整備型による地域生活拠点等の整備	1箇所	1箇所	100%

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障害者就業・生活支援事業所、障害当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和2年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、平成28年度実績63人の1.5倍にあたる95人以上を目標値としていましたが、令和元年度時点で65人に留まっていて、一般就労への移行が目標どおり進んでいません。原因として、受入企業が、まだまだ不足していることや、企業側との情報共有、連携の場が不足していることが考えられます。

また、就労移行支援事業所の利用者数は、平成28年度末の利用者数129人の55%にあたる71人増の200人を令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で100人に留まっています。原因として、就労移行支援サービス以外の就労継続支援A型やB型でも、一般就労に必要な力を身に着けることができることや、就労移行支援サービスの内容や利用期間にも課題があることが考えられます。

この他、就労移行率が3割以上の事業所数の割合として、全体の5割以上となることを令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で16事業所中、全体の63%にあたる10事業所が3割以上を超えていて、目標を達成することができています。

更に、就労定着支援による1年後の職場定着率については、令和2年度の目標値を8割としていましたが、令和元年度時点で79%となっていて、こちらもほぼ目標を達成できています。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数 (平成28年度実績63人の1.5倍以上)	95人	65人	68%
就労移行支援事業所の利用者数 (平成28年度末時点の利用者数129人から5.5割以上増加)	200人	100人	50%
就労移行率が3割以上の事業所数・割合 (全体の5割以上)	13/25事業所 (52%)	10/16事業所 (63%)	121%
就労定着支援による1年後の職場定着率 (1年後の職場定着率が8割以上)	80%	79%	99%

(5) 障害児*支援の提供体制の整備等

市内2箇所の児童発達相談支援センターでは、発達に不安のある児童の相談に応じるほか、発達障害*を含めた障害について、平成28年度は1人であった児童発達相談支援専門員を目標どおり2人に増員して、対応にあたっています。

保育所等訪問支援を利用できる体制づくりとして、平成28年度3箇所であった保育所等訪問支援事業所数を5箇所に増やすことを目標値としていましたが、令和元年度時点では4箇所となっています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、ニーズの増加に応じて、令和元年度時点では、目標値の市内2箇所を上回る4箇所の事業所がサービスを提供しています。

更に、医療的ケアが必要な障害児等に対して、関係機関が連携を図るための協議の場として、平成30年度からは、「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」が開催され、体制整備に具体的に取り組んでいます。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績	達成率
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所	100%
児童発達相談支援専門員の増員	2人	2人	100%
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	5箇所	4箇所	80%
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	2箇所	4箇所	200%
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	2箇所	4箇所	200%
医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための 協議の場を設け体制整備に具体的に取り組む	1協議体	1協議体	100%

